

# 第 4 給 与



## 第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

### 1 職員給与の実態

当委員会が、平成24年4月1日現在で実施した「平成24年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
	人	歳	年
全給料表	24,042	43.0	20.8
行政職給料表	5,165	43.2	21.5
公安職給料表	3,451	39.7	18.7
教育職給料表(一)	19	47.2	22.2
教育職給料表(二)	4,181	43.6	21.1
教育職給料表(三)	10,627	43.6	21.1
教育職給料表(四)	26	45.0	19.9
研究職給料表	215	43.0	20.1
医療職給料表(一)	18	42.5	18.2
医療職給料表(二)	219	43.9	21.1
医療職給料表(三)	117	43.3	20.3
特定任期付職員給料表	4	57.1	18.9

- (注) 1 全給料表欄の平均経年数には、特定任期付職員は含まれていない。  
 2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	% 100.0	% 81.2	% 6.9	% 11.9	% 0.0	% 61.3	% 38.7
行政職給料表	100.0	68.3	10.7	20.9	0.0	72.0	28.0
公安職給料表	100.0	51.4	3.7	44.9		94.4	5.6
教育職給料表(一)	100.0	94.7	5.3			94.7	5.3
教育職給料表(二)	100.0	92.4	2.4	5.2		59.8	40.2
教育職給料表(三)	100.0	92.8	7.2			46.3	53.7
教育職給料表(四)	100.0	96.2	3.8			88.5	11.5
研究職給料表	100.0	98.6	0.9	0.5		92.1	7.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0				83.3	16.7
医療職給料表(二)	100.0	68.9	30.6	0.5		42.5	57.5
医療職給料表(三)	100.0	56.4	42.7	0.9		0.9	99.1
特定任期付職員給料表	100.0	75.0		25.0		75.0	25.0

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表4-3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全給料表	円 362,675	円 9,942	円 5,149	円 14,794	円 392,605
行政職給料表	337,945	11,830	7,617	13,281	370,673
公安職給料表	331,353	13,956	5,955	6,861	358,125
教育職給料表(一)	483,511	14,168	15,430	20,658	533,767
教育職給料表(二)	382,081	9,859	5,382	14,123	411,445
教育職給料表(三)	377,829	7,795	3,578	18,048	407,250
教育職給料表(四)	398,050	14,900	0	14,923	427,873
研究職給料表	351,027	14,074	3,191	13,784	382,076
医療職給料表(一)	443,072	8,306	74,041	338,086	863,505
医療職給料表(二)	337,046	6,983	5,721	9,477	359,227
医療職給料表(三)	330,345	2,971	7,382	5,404	346,102
特定任期付職員給料表	582,000	0	9,255	5,750	597,005

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、寒冷地手当、単身赴任手当(基礎額)及び義務教育等教員特別手当である。

## 2 民間給与の実態

### (1) 民間給与の調査

#### ア 平成24年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 平成24年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象事業所 平成24年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の160事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 56職種 合計 78職種
- (エ) 調査実人員 6,103人（うち、初任給関係職種343人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,461人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は41,418人であり、うち行政職に相当するものは33,661人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	197,926	200,758	195,825	191,147
	短大卒	175,029	180,639	166,417	180,000
	高校卒	160,714	164,197	160,060	151,873
新 卒 事 務 員	大学卒	195,436	198,461	193,202	191,338
	短大卒	168,783	169,876	164,869	180,000
	高校卒	158,965	160,889	160,041	151,640
新 卒 技 術 者	大学卒	201,617	203,490	199,755	190,000
	短大卒	185,832	190,000	172,000	—
	高校卒	162,005	166,926	160,070	152,060
準新卒看護師	養成所卒	204,967	197,450	220,000	—

- (注) 1. 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均化したものである。
2. 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。

表4-5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	49.7	693,144	597,251	745,844	—
工 場 長	51.6	587,451	592,630	578,137	*
事 務 部 長	52.4	541,119	605,222	506,533	472,686
技 術 部 長	52.0	569,954	687,958	513,128	463,181
事務部次長	51.0	511,261	561,420	494,327	408,042
技術部次長	53.4	540,734	671,173	487,860	450,934
事務課長	47.3	451,032	480,860	424,587	421,375
技術課長	47.2	492,835	566,546	443,577	386,990
事務課長代理	44.6	390,649	411,531	380,162	348,562
技術課長代理	43.1	384,232	451,726	379,178	319,559
事務係長	42.1	343,438	359,747	330,236	325,519
技術係長	44.1	375,331	394,008	368,576	314,566
事務主任	39.4	301,067	307,593	302,033	278,300
技術主任	40.3	350,149	344,746	362,796	287,612
事務係員	35.0	253,375	274,890	238,217	219,631
技術係員	35.2	294,408	310,170	240,537	234,374

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

当委員会は、平成24年9月27日(木)議長及び知事に対し、地公法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について報告し、併せて給与の改定について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 給与勧告の骨子

##### ①月例給、特別給(ボーナス)ともに改定なし

- ・民間従業員の給与は職員の給与を下回る(▲78円 ▲0.02%)が、較差は極めて小さい
- ・特別給(現行3.95月分)は民間のボーナス(3.96月)とおおむね均衡

○月例給、特別給ともに据え置くのは平成20年以来4年ぶり

##### ②50歳台後半層の昇給・昇格制度の見直し

- ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与条例改正を勧告)
- ・高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減(人事委員会規則改正)

## (2) 公民較差

### ①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の160事業所

### ②民間従業員の給与との比較（公民較差）

#### <月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレレス比較）

※給与勧告に基づき給与条例で定められる職員の給与水準を明らかにするため、岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成21年岐阜県条例第42号）による減額措置前の本来あるべき職員の給与を基準として比較

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B)
376,002円	減額措置前 376,080円	▲78円 (▲0.02%)
	<参考>減額措置後 362,221円	13,781円 ( 3.67%)

#### <ボーナス>

平成23年8月から平成24年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A-B)
3.96月	3.95月	0.01月

## (3) 改定等の内容

### ○月例給

現行のまま改定なし

・民間従業員の給与との較差は極めて小さく、適切な給料表の改定を行うことが困難なため

### ○期末・勤勉手当（ボーナス）

現行のまま改定なし

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
現行	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.90月	2.05月	3.95月

### ○昇給・昇格

50歳台後半層の給与水準の上昇の抑制のため、昇給・昇格制度を見直す

①昇給制度については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給昇給）、優秀な勤務成績では1号給以上の昇給（現行は3号給以上）に抑制

②昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額額の増加額を縮減

#### (4) 改定の実施時期等

国の制度改正を実施するための法律の施行日以後、速やかに実施

#### (5) 公務運営の改善等についての報告事項

##### <給与に関する報告>

##### (1) 高齢層職員の給与制度の改正等

###### ① 昇格制度の改正

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇格制度を見直すことが適当

###### ② 高齢期における職員の給与のあり方

本県においても、今後の国の動向を注視しつつ、再任用職員の新たな給与制度の設計について、民間給与や他県の状況も踏まえながら、適切に対応することが必要

##### (2) 給与構造改革

本県の給与構造改革は、平成17年の勧告時の報告において、国に準拠して、給与構造改革の全体像を示し、これに従って、給与制度全般にわたる改革を段階的に実施してきたところ

###### ① 地域手当

人事院は、本年の給与勧告時の報告で、地域間給与配分の見直しによる地域の民間賃金のより適切な反映については、所期の目的を達したものと考え、今後とも各地域の官民給与の動向等について注視していくとしており、本県としても、国に準拠して地域手当を新設したことを勘案し、今後の国の動向を注視していく必要

###### ② 勤務実績の給与への反映

早期に勤務実績に基づく昇給制度の運用を開始するとともに、勤勉手当への実績反映の拡大の仕組みについて整備することが必要

###### ③ 給与構造改革における経過措置のあり方

国は、経過措置を平成26年3月末に廃止することとしており、本県においても、経過措置額の受給者の割合が国に比べて多いなどの本県の状況に留意した上で、他県の動向等も参考にしながら、経過措置の廃止について検討していく必要

##### <公務運営の改善等に関する報告>

##### (1) 人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、高齢期における職員の雇用問題

##### (2) 勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理

#### 4 給与条例の実施

##### (1) 給与条例の改正

・平成25年第1回県議会定例会に提案、平成25年3月21日可決、同日平成25年条例第4号として公布された。

###### (改正概要)

###### ① 特殊勤務手当の改正

・警察職員手当のうち緊急の呼び出しに係る手当の単独支給化



- ・銃器犯罪捜査業務手当の支給対象業務の追加
  - ・防疫等作業手当の支給対象業務の追加
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、同法に基づき県に派遣された者に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成24年6月1日 人事委員会規則第13号

- a 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当について、警戒区域等の見直しに伴う所要の改正(付則第10項)
- b 施行日  
公布の日(平成24年6月1日)

(イ) 平成24年11月1日 人事委員会規則第16号

- a 平成24年11月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)
- |    |                          |      |
|----|--------------------------|------|
| 新設 | ・リニア推進事務所長               | (2種) |
|    | ・防災情報企画監、医師確保対策監、地域振興企画監 | (4種) |
|    | ・リニア推進事務所課長              | (6種) |
| 廃止 | ・総合療育企画監                 | (4種) |
- b 施行日  
平成24年11月1日

(ウ) 平成25年3月26日 人事委員会規則第2号

- a 平成25年3月26日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)
- |    |            |      |
|----|------------|------|
| 新設 | ・秘書官       | (4種) |
| 廃止 | ・公安委員会事務室長 | (4種) |
- b 施行日  
平成25年3月26日

(エ) 平成25年4月1日 人事委員会規則第4号

- a 給与条例の一部改正に伴う所要の改正等  
(改正概要)

① 給料の調整額の改正([第23条関係]別表第1)

- ・保健所の獣医師の給料の調整数の新設  
調整数 2
- ・食肉衛生検査所の獣医師の給料の調整数を引き上げ  
調整数 2(人事委員会が定めるものにあつては「1」) → 2.5(同「1.25」)
- ・特別支援学校及び小中学校の特別支援学級を担当する教員の給料の調整額を廃止
- ・該当する職員が存在しない職の給料の調整額を廃止

② 管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3、別表第1の4)

- ・平成25年4月1日付けの新たな職の創設等に伴う改正
- |    |                                      |         |
|----|--------------------------------------|---------|
| 変更 | ・歴史資料館長、計量検定所長、中央家畜保健衛生所長、高山陣屋管理事務所長 | (4種→2種) |
|----|--------------------------------------|---------|

新 設

- ・情報科学芸術大学院大学事務局長 (2種→1種)
- ・人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長 (1種→2種)
- ・県民生活相談センター長 (本庁へ機関変更)
- ・清流の国づくり局長、岐阜地域総括監、農業技監、県税事務所副所長、土木事務所副所長、岐阜建築事務所長、西濃建築事務所長 (2種)
- ・危機管理企画監、財産活用企画監、地域企画監、イベント・コンベンション企画監、障害福祉基盤整備企画監、地域スポーツ振興監、販売戦略企画監、家畜防疫対策監、全国育樹祭企画監、建築物地震対策推進企画監、水資源企画監、地域出納審査監、自動車税事務所管理監、岐阜地域福祉事務所長、家畜保健衛生所病性鑑定監、スポーツ振興企画監 (4種)
- ・振興局事務所福祉課長、岐阜地域福祉事務所福祉課長、衛生専門学校副校長、知的障害者更生相談所課長、希望が丘学園総務課長、子ども相談センター総務課長、国際たくみアカデミー主幹、家畜保健衛生所総務課長、大垣土木事務所施設管理課長、流域浄水事務所総務課長、教育委員会事務局主幹、美術館主幹 (6種)
- ・国体報道監、ぎふ清流国体推進局長 (1種)
- ・秘書広報総括監、学校連携企画監 (2種)
- ・航空指導管理監、施設改革企画監、地球温暖化対策監、地域対策監、施設調整企画監、式典運営企画監、県民生活相談センター管理監、子ども相談センター管理監、警護対策官 (4種)
- ・航空管理監、県民生活相談センター課長、看護専門学校副校長、希望が丘学園課長、岐阜家畜保健衛生所課長、流域浄水事務所課長 (6種)

廃 止

- ③ 住居手当の改正 (第29条の2の5、第29条の2の7)
  - ・国や他の地方公共団体等から貸与された職員宿舍に居住する職員に住居手当を支給しないことについて、所要の規定整備
  - ・研究休職から復職した職員の復職を、勤務公署の異動と同様に取り扱うことについて、所要の規定整備
- ④ 通勤手当の改正 (第29条の9の9)
  - ・研究休職から復職した職員の復職を、勤務公署の異動と同様に取り扱うことについて、所要の規定整備
- ⑤ 単身赴任手当の改正 (第29条の17)
  - ・研究休職から復職した職員の復職を、勤務公署の異動と同様に取り扱うことについて、所要の規定整備
- ⑥ 特殊勤務手当〔警察職員手当〕の改正 (第36条)
  - ・緊急の呼び出しに係る手当の単独支給化に伴う規定整備
  - ・銃器犯罪捜査業務の支給対象業務追加に伴う規定整備
  - ・給与条例改正に伴う所要の規定整備
- ⑦ 特殊勤務手当〔教育職員手当〕の改正 (第37条)
  - ・多学年学級担任手当の支給対象から、小中学校の特別支援学級担当教員を外すことに

伴う規定整備

- ⑧ 特殊勤務手当〔防疫等作業手当〕の改正（第38条の2）
  - ・家畜伝染病の具体的内容と手当額を追加
- ⑨ 特殊勤務手当〔死体処理作業手当〕の改正（第38条の4）
  - ・首席検視官のみとされていた支給対象に検視官を追加
- ⑩ 特殊勤務手当〔福祉業務手当〕の改正（第38条の7）
  - ・組織名変更（岐阜振興局（福祉課）→岐阜地域福祉事務所）に伴う福祉業務手当の所要の規定整備
- ⑪ 特殊勤務手当〔食肉検査業務手当〕の改正（第38条の10）
  - ・獣医師の給料の調整額新設に伴う特殊勤務手当の廃止
  - ・給与条例改正に伴う所要の規定整備
- ⑫ 特殊勤務手当額の特例の改正（第41条）
  - ・給与条例改正に伴う所要の規定整備
- ⑬ 災害派遣手当等の額の改正（第48条の14）
  - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加
- ⑭ 小学校に就学している子のある職員の早出遅出勤務の規定の整備（第69条の5）
  - ・障害者自立支援法の一部改正に伴う規定整備

b 施行日

平成25年4月1日

（ただし、⑬については平成25年4月13日施行）

#### イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成25年4月1日 人事委員会規則第7号

a 平成26年1月1日の昇給制度に係る規定（附則第18項）

- ・職員の平成26年1月1日における昇給号給数について規定する。

b 施行日

公布の日（平成25年4月1日）

#### (3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成24.5.31 人委第67号	東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の支給対象区域の改正に伴う規定整備 (平成24.6.1適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成25.2.28 人委第294号	職業能力開発総合大学校の特定専門課程の卒業を短大2卒程度とするよう規定 (平成25.3.1適用)
岐阜県職員退職手当条例の運用方針について（通知）	平成25.3.26 人委第310号	退職手当条例の運用方針を整備 (平成25.3.26適用)

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成25.4.1 人委第1号	給与条例の一部改正に伴う規定整備 ・通勤手当、単身赴任手当の支給対象職員の明確化 ・特殊勤務手当（身辺警戒及び固定警戒の業務）の内容を明確化 ・その他所要の規定整備 (平成25.4.1適用)
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成25.4.1 人委第2号	給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給対象職員の明確化 ・規則改正、組織改正に伴う規定整備 (平成25.4.1適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成25.4.1 人委第3号	職員採用資格免許職試験に管理栄養士の区分が新設されたことに伴う規定整備 (平成25.4.1適用)

#### (4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

##### ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	26	11	1		3							3		3			47
	教委						1	2	26	17								46
	警察	5	2						4	3								14
	警察	4			12	8												24
計							1	2	26	17								46
		35	13	1	12	8	3		4	3		3			3			85

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で152人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難い場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	計
任命権者	知事	6								6
	教委	114			5	7				126
	警察									
計		120			5	7				132

(注) 初任給規則第16条(人事交流等により異動した場合の号給)、第17条(特殊の職に採用する場合等の号給)、第18条(特定の職員についての号給)、第47条(この規則(初任給規則)により難い場合の措置)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)	1	1	1																
	教(三)	1																		
警察																				
計		2	1	1																

(注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。  
 2 職務の級は、異動後のものである。  
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で133人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	15
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

## ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	0
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) は同規則第29条の17の規定により、(f) は同規則運用方針第29条の17関係第6項第8号の規定により承認した人数である。

## エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表 4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	5
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

## 5 退職手当条例の実施

### (1) 退職手当条例の改正

・国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う改正

平成25年第1回県議会定例会に提案、平成25年3月21日可決、同日平成25年条例第3号として公布された。

(改正概要)

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、退職手当の額に係る調整率を100分の104から100分の87に段階的に引き下げる。

### (2) 退職手当規則の改正

改正なし

## 6 旅費条例の実施

### (1) 旅費条例の改正

改正なし

### (2) 旅費規則の改正

平成25年4月1日 人事委員会規則第5号

(改正概要)

旅費の調整に関する所要の規定整備

・県以外の者が主催する会議に出席し、指定された宿泊施設に宿泊するときの宿泊費が県の規定額を超える場合等において、宿泊費として支給することができる額は規定額の10分の13を超えることができないことを明確化

(3) 旅費支給の特例承認

・ 宿泊料等の増額調整承認	20件
・ 特別車両料金の増額調整承認	4件
・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認	2件
・ 指定職俸給表適用者の旅費の支給区分の承認	1件
・ 扶養親族の移転料の特例承認	1件

